

名神名阪連絡道路有識者委員会規約

(名称)

第1条 本会は「名神名阪連絡道路有識者委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、名神名阪連絡道路（以下「本道路」という。）の計画において、P I プロセスの妥当性や、意見聴取結果の分析を行い、本道路の最適ルート帯を評価することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は前条の目的を踏まえ、次に掲げる事項を検討・助言する。

- (1) P I プロセスの進め方・意見聴取方法に関する事項
- (2) 道路交通課題・政策目標に関する事項
- (3) ルート帯に関する事項

(構成)

第4条 委員会は、【別表】に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員の任期は、委員会の目的を完了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、会務のとりまとめを行う。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(第三者性)

第6条 委員は委員会の目的に照らし、特定の行政機関および特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は「三重県県土整備部道路企画課」および「滋賀県土木交通部道路整備課」に置く。

(その他)

第8条 本規約に定めのない場合は、委員会の決定による。

付 則

本規約は、令和4年11月16日に施行する。

【別表】（第 4 条関係）名神名阪連絡道路有識者委員会名簿

氏名	所属・職名	分野
あさひ さちよ 朝日 幸代	三重大学 教授	観光・経済
おがわ けいいち 小川 圭一	立命館大学 教授	交通
ひらかわ ちなみ 平川 千波	一般社団法人滋賀県トラック協会 滋賀県トラック女子部会長	物流
ふかがわ りょういち 深川 良一	立命館大学 教授	防災
まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学 教授	交通

敬称略、五十音順